

特別養護老人ホーム新つくばホーム運営規程

第1章 施設の目的と運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑南会が設置運営する指定老人福祉施設の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち家庭的な雰囲気の中かで地域や家族との結びつきを大切にしながらサービスの提供に当たる。

(運営方針)

第3条 本事業において提供する介護老人福祉施設は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 入所者の人格を尊重し常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに入所者及びその身元引受人（家族等）のニーズを的確に捉え、個別に施設サービス計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 入所者又はその身元引受人（家族等）に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6 地域における住民や諸団体等との連携及び協力関係を築き、地域との交流を行う。

(事業所の名称)

第4条 この事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 特別養護老人ホーム 新つくばホーム（以下「施設」という）

(2) 所在地 茨城県つくば市学園の森3丁目29番地2

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名
管理者は職員等の管理、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（非常勤）
入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名
生活相談員は、適切なサービスが提供されるよう利用者及び身元引受人（家族等）に必要な助言、その他の援助をおこなう。
- (4) 看護職員 2名以上（常勤換算、併設短期入所生活介護・併設介護予防短期入所生活介護事業との兼務を可能とする。）
看護職員は、常に入所者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のために適切な措置をとる。
- (5) 介護職員 19名以上（常勤換算、併設短期入所生活介護・併設介護予防短期入所生活介護事業との兼務を可能とする。）
介護職員は入所者の心身の状態を的確に把握し、適切な介護を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
- (7) 栄養士 1名以上
栄養士は、食事の提供にあたって入所者の身体の状態及び施行を考慮した献立づくりと栄養管理を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名
介護支援専門員は、入所者及び身元引受人（家族等）の希望及び課題に基づき施設サービス計画を作成し、また必要に応じて計画の変更を行う。
- (9) 事務員 1名以上必要数
事務員は入所者及び職員に係る必要な事務を行う。
- (10) 調理員 6名以上
調理員は、栄養士の作成した献立に基づき調理を行う。

第3章 利用定員

(入所定員)

第6条 施設の入所定員は、従来型多床室定員 50名とする。災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所することはできない。

第4章 設備及び備品等

(居室)

第7条 施設は、入所者の居室にベット・ロッカー・ナースコール等を備品として備える。

(静養室)

第8条 施設は、入所者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を介護職員または看護職員室に隣接して設けている。

(食堂)

第9条 施設は、本館従来型建物にその入所者の人数が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入所者が使用できるテーブル・椅子、及び箸や食器類等の備品類を備えている。

(医務室)

第10条 施設は、入所者の診療・治療のために、医務室（医療法に規定する診療所）を設け、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えている。

(浴室)

第11条 施設は、浴室には入所者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に特殊浴槽を設けている。

(洗面所及び便所)

第12条 施設は、本館従来型建物の各所に洗面所や便所を設けている。

(機能訓練室)

第13条 施設は、入所者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えている。

第5章 契約及び入退所

(契約及び入退所)

- 第14条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又は身元引受人(家族等)に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項説明書を交付、説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。
- 2 施設は、入所定員に達している場合又は入所申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、サービスの提供を拒むことはできない。
- 3 施設は、サービス利用希望者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無、有効期間を確認することができる。
- 4 施設は、サービス利用希望者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第6章 サービス

(施設サービス計画の作成)

- 第15条 介護支援専門員は、日常生活を行ううえで入所者が解決すべき課題を把握し、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、またその作成後においても必要時または最低6ヶ月ごとに計画実施状況等の評価を行い、計画の変更を行い、その都度入所者又は身元引受人(家族等)に対し、説明、同意を得るものとする。

(施設サービスの基本方針)

- 第16条 施設サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、日常に必要な援助を適切に行う。
- 2 入所者に対して、施設サービス計画を策定し、そのサービスが漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮する。
- 3 事業の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者または身元引受人(家族等)に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 5 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にサービス内容を見直すことでその改善を図る。

(介護)

第17条 介護にあたっては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う

- 2 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）をする。
- 3 排泄の自立についての必要な支援する。
- 4 おむつを使用せざるを得ない入所者について、適切なおむつの交換を行う。
- 5 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援をする。

(食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養及び入所者の心身状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に実施するものとする。

(相談及び援助)

第19条 施設は、常に入所者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元引受人（家族等）に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第20条 施設は、入所者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を設ける。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又は身元引受人（家族等）が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保するように努める。

(機能訓練)

第21条 施設は、入所者の心身の状況等に日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第22条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(利用料その他の費用の額)

第23条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法廷代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 食事を提供するに係る費用として、別紙のとおり。

3 居室を提供するに係る費用として、別紙のとおり。

4 入所者が選定する以下のサービスの費用については、実費とする。

- (1) 特別な食事
- (2) 理髪・美容
- (3) 貴重品の管理
- (4) レクリエーション、クラブ活動での材料代等
- (5) 複写物の交付
- (6) おむつ代を除く日常生活品の購入料金等

第7章 留意事項

(施設利用に当たっての留意事項)

第24条 施設の入所者は、以下の事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、また持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

2 入所者が以下のいずれかに該当する場合には、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

第8章 従業者の服務規程と質の確保

(職員の服務規程)

第25条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下に事項に留意する。

- (1) 入所者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(職員の資質向上)

第26条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 施設は入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(衛生管理)

第27条 施設及び職員は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持等)

第28条 施設及び職員は、業務知り得た入所者または身元引受人（家族等）の秘密を保持することを厳守する。職員が退職した後も、正当な理由なく、その秘密をもちこたないよう、必要な措置を講じる。

2 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ることとする。

第9章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第29条 職員は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第30条 施設サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、経過記録を行い、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第31条 施設は非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるために定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 施設は日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力

を得られる体制づくりに努める。

(業務継続計画)

第32条 施設は感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

(感染症対策)

第33条 施設は感染症又は食中毒の発生、蔓延を防ぐために必要な以下の措置を講ずる。

- (1) 委員会の開催
- (2) 指針の策定
- (3) 職員に対する定期的な研修の実施
- (4) 定期的な訓練（シミュレーション）の実施。

第10章 その他

(記録の整備)

第34条 施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
2 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(苦情等への対応)

第35条 施設は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入所者に報告をする。
2 施設は、入所者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止)

第36条 施設は虐待を未然に防止するため、又虐待等を早期に発見するため以下の措置を講ずる。
(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を置き定期的開催するとともに、そ

の結果について、職員に周知徹底を図る。委員会の責任者は施設長とする。

(2) 虐待防止のための指針を策定する。

(3) 虐待防止のための職員に対する研修を年2回以上、新規採用時にはその都度実施する。

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

担当者は、生活相談員とする。

2 施設は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告する。

(身体拘束の適正化)

第36条の2 サービスの提供にあたっては、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 要件を満たし、身体拘束等を行う場合には、手続きの面でも慎重な取り扱いを要する

(1) 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。委員会の責任者は施設長とする。

(1) 「緊急やむを得ない場合」の判断は、指針に従って施設全体として行う

(2) 入所者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める

(3) 緊急やむを得ない場合に該当するかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する

(職場におけるハラスメントの防止)

第37条 施設は職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じる。

(1) ハラスメント防止のための指針を策定し、職員に周知・啓発する

(2) ハラスメントに対する相談の窓口を定め、職員に周知する

(3) カスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の配慮を行う。

(4) ハラスメントに関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

担当者は生活相談員とする。

(地域との連携)

第38条 施設の運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流に努める。

(その他)

第39条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は筑南会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成26年11月26日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年12月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 8月 1日から施行する。

居室の提供に係る費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者		
	従来型多床室	日額	0円
	ユニット型個室	日額	880円
	第2段階認定者		
	従来型多床室	日額	430円
	ユニット型個室	日額	880円
	第3段階認定者①		
	従来型多床室	日額	430円
	ユニット型個室	日額	1370円
	第3段階認定者②		
従来型多床室	日額	430円	
ユニット型個室	日額	1370円	